

遺産整理業務 報酬規程

行政書士八王子南口許認可法務

【 報 酬 】 (消費税込)

- A. 法定相続情報一覧図作成 (戸籍等証明書取得を含む) 55,000円
ただし、相続人の人数が3名を超える場合は、超過1名につき 11,000円を加算
- B. 相続財産調査① (不動産以外、残高証明書等の取得を含む)
対象となる相続財産 (不動産を除きます) の価額の 0.2%
ただし、最低金額 110,000円
- C. 相続財産調査② (不動産、名寄帳及び評価証明の取得を含む) 55,000円
ただし、対象となる相続財産 (不動産) の所在市区町村の数が2を超える場合は、
超過1か所につき 11,000円を加算
- D. 遺産分割協議書作成
対象となる相続財産 (不動産を除きます) の価額の 0.3%
ただし、最低金額 110,000円
また、記載不動産の数が3を超える場合は、超過1件につき 11,000円を加算
- E. 金融資産換価業務 (預金口座の解約等)
対象となる相続財産 (不動産を除きます) の価額の 0.4%
ただし、最低金額 220,000円

-
- X. 上記のA. ~ E. の全てをご依頼いただく場合 (遺産整理支援業務 一式)
対象となる相続財産 (不動産を除きます) の価額の 0.8%
ただし、最低金額 550,000円

【 諸 経 費 】

- ア. 交通費及び通信費 (基本・概算) 1案件につき 5,000円~
- イ. 交通費及び通信費 (証明書取得) 1行政庁1回につき 1,000円
- ウ. 証明書等手数料 実 費

(令和5年11月1日 改定)